

平成27年度策定

## 地域管理経営計画等の概要 (網走東部森林計画区)

第五次地域管理経営計画 平成28年4月1日～平成33年3月31日  
第五次国有林野施業実施計画 平成28年4月1日～平成33年3月31日



ポンポロ沼から羅臼岳を望む



国民の森林・国有林

北海道森林管理局

注:本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。

# 1 網走東部森林計画区の概要

網走東部森林計画区の国有林の管理経営は、網走中部森林管理署及び網走南部森林管理署が行っています。本森林計画区の国有林野は、北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、置戸町、佐呂間町及び大空町の2市8町に広がっています。面積は約243千ha（流域土地総面積の41%、流域森林面積の62%）となっています。

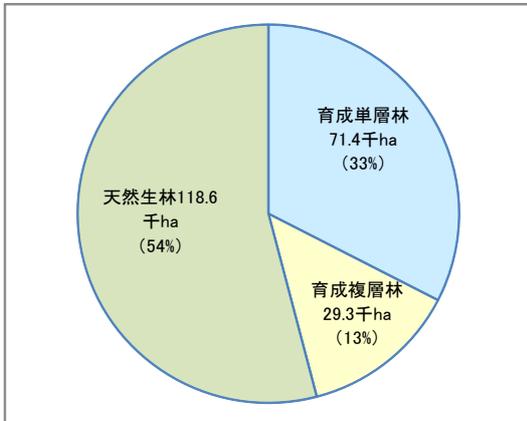
網走東部森林計画区の位置図



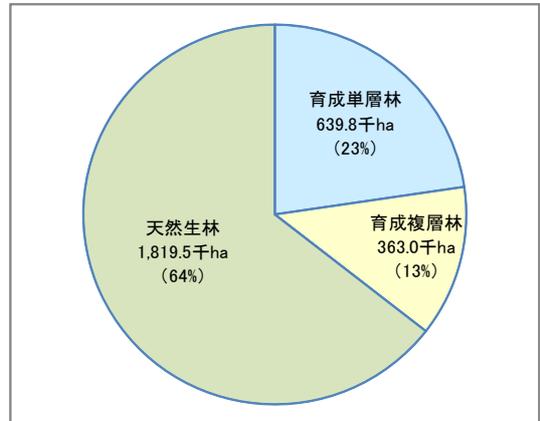
本森林計画区の国有林野の現況は、次のグラフのとおりです。

**林種別面積**

網走東部森林計画区

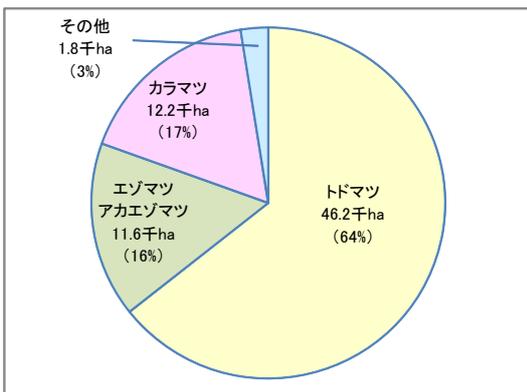


全道国有林

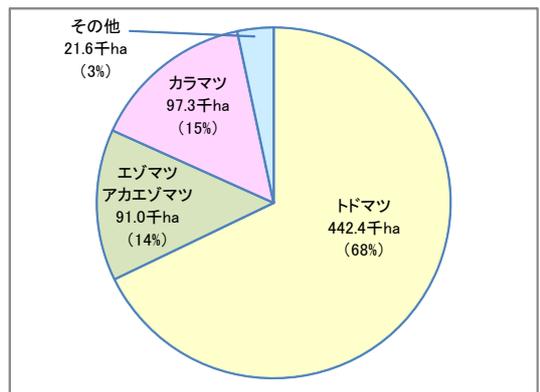


**人工林の樹種別面積**

網走東部森林計画区

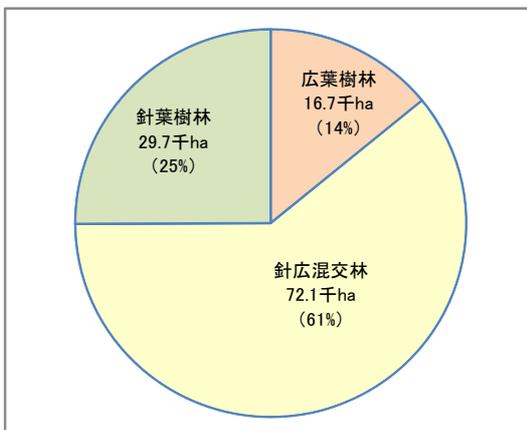


全道国有林

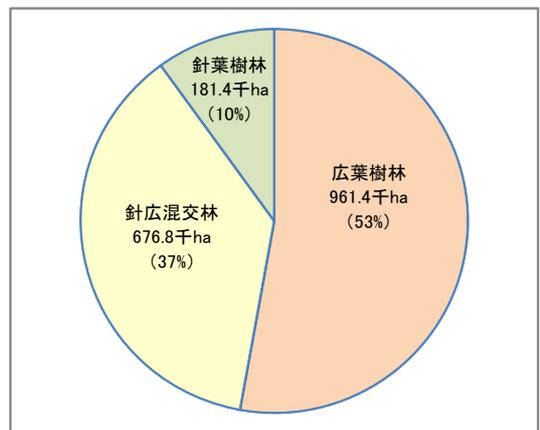


**天然生林の林相別面積**

網走東部森林計画区



全道国有林



## 2 管理経営の基本的な考え方

森林に対する国民の要請は、山地災害の防止や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、さらに多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請と期待を受け、本森林計画区における課題等を踏まえ、

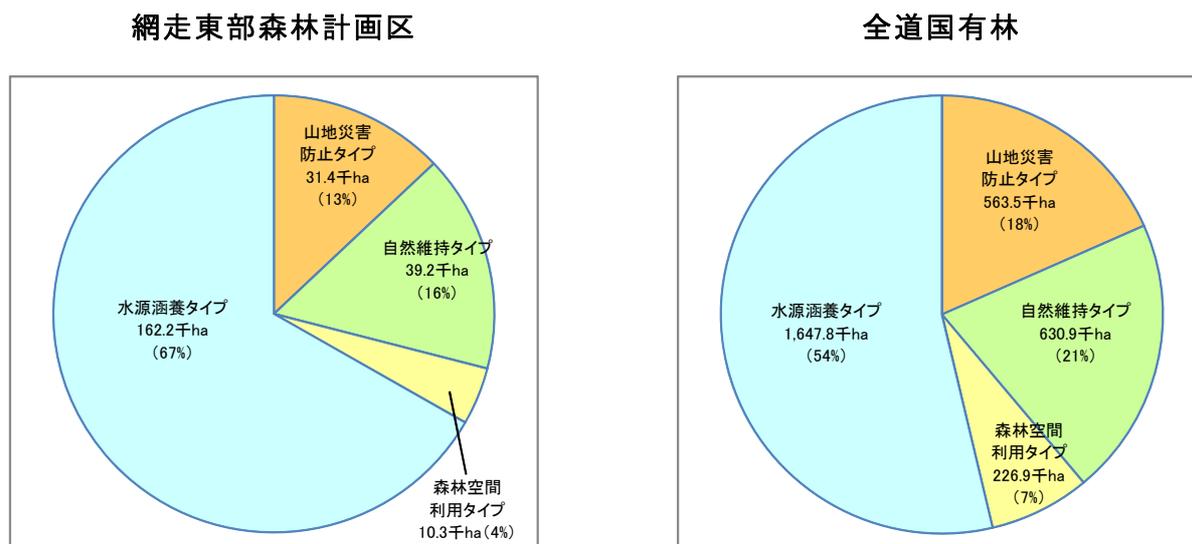
- ① 国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、
- ② 林産物を持続的かつ計画的に供給し、
- ③ 国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、
  - I 土砂流出や気象害の防備等、災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重視する「山地災害防止タイプ」（「土砂流出・崩壊防備エリア」及び「気象害防備エリア」に細分）
  - II 貴重な自然環境の保全や動植物の保護等に係る機能を重視する「自然維持タイプ」
  - III 国民と自然とのふれあいの場としての利用に係る機能を重視する「森林空間利用タイプ」
  - IV 騒音や粉塵等の低減・緩和などに係る機能を重視する「快適環境形成タイプ」
  - V 良質な水の供給など水源の涵養に係る機能を重視する「水源涵養タイプ」

の五つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて、「国民の森林」として、持続可能な森林の管理経営に取り組んでいくこととしています。なお、各機能の発揮を図るために必要な施業により生じる木材については、有効利用を図ります。

## 3 機能類型の現況と機能に応じた管理経営の推進

本森林計画区の国有林の機能類型別面積は次のグラフのとおりです。

機能類型別面積



### (1) 山地災害防止タイプ

山地災害防止タイプは、その目的によって「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に細分しています。

「土砂流出・崩壊防備エリア」の森林は、土砂の流出・崩壊・落石等の山地災害を防ぎ、災害に強い国土基盤の形成を目的として森林施業を行うとともに、必要に応じて治山施設を整備します。

「気象害防備エリア」の森林は、飛砂、風害等の気象災害を防ぐことを目的として、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した管理経営を行います。



治山ダム  
(網走中部森林管理署管内)

### (2) 自然維持タイプ

「自然維持タイプ」の森林は、原生的な森林生態系や、希少な生物の生育・生息する森林など、自然環境や生物多様性の保全を図るため、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行います。



シマフクロウの幼鳥

### (3) 森林空間利用タイプ

「森林空間利用タイプ」の森林は、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を重視し、景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行います。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うための森林をレクリエーションの森として選定しています。



レクリエーションの森  
(オシンコシンの滝)

### (4) 水源涵養タイプ

「水源涵養タイプ」の森林は、良質で豊かな水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮のため、渇水や洪水の緩和、水質の保全等を目的として、浸透・保水能力の高い土壌の維持や根系・下層植生の良好な発達が確立されるよう適切な森林の整備を行います。

また、活力ある人工林を維持・造成するために行う間伐などを通じ、地域の経済活動に資する木材の生産との両立を図ります。



オホーツクの森  
(北見市)

## 4 持続可能な森林経営の実施方向

森林からの恩恵を現世代のみならず次世代へ伝えるため、持続可能な森林経営を進めていくこととし、次のような施策を実施します。

- ① 希少な野生生物が生育・生息する森林について、その生育・生息環境に配慮した森林施業を推進するなど多様で健全な森林の整備・保全を推進します。特に全域が世界自然遺産となった知床森林生態系保護地域については適切な保全管理を推進します。
- ② 森林生態系としての生産力を維持していくため、北海道森林管理局長が別に定めた「施業の基準」に基づき適切かつ積極的な間伐の実施に努めるとともに、育成複層林へ導くための施業等による主伐の実施、並びに天然力の活用した伐採後の適切かつ確実な更新等に努めます。



- ③ 森林病害虫・野生鳥獣等による被害や森林火災等による森林の劣化を防ぐため、適切な森林の保全対策を講じるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努めます。
- ④ 「北海道水資源の保全に関する条例」の主旨を踏まえ、水資源の保全及び水質の汚濁の防止等に配慮し、降雨等に伴う土壌の浸食等を防ぎ、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、適切な森林施業を実施します。
- ⑤ 二酸化炭素の吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の適切な保全を図るほか、木材の利用を促進します。
- ⑥ 森林レクリエーションの場を提供するとともに、文化・社会・精神的なニーズと価値を有する森林の保全を図ります。
- ⑦ 「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、森林計画制度の適切な運用に努めます。



## 5 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献

オホーツク総合振興局、関係市町等との密接な連携を図りながら、森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、計画的な木材供給、民有林と国有林が連携した森林保全事業、生物多様性保全に資する取組、NPOやボランティア団体等への活動の場の提供等に努めるとともに、①低コスト化を実現する施業モデルの展開・普及、②林業事業体の育成、③民有林と連携した施業の推進、④森林・林業技術者等の育成、⑤林業の低コスト化等に向けた技術開発等の取組を行います。

また、エゾシカによる農林業被害の防止に向けたエゾシカ対策、治山ダムに魚道を設置するなど希少野生動植物の保護・繁殖に資する生息環境の整備、教育関係者や森林ボランティア団体等による森林整備のための国有林野フィールドの提供や支援及び森林環境教育等にも取り組みを行います。

なお、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進します。

#### 森林共同施業団地の設定状況

名 称	面積 (ha)	
	国有林	民有林
置戸地域森林整備に関する協定	1,795	796



森林整備協定締結  
(置戸町)

## 6 地域の特徴を踏まえた国有林の取組

開かれた「国民の森林」を実現するため、住民参加の森林づくりを進める一環として、地域の方々からの意見・要望を聴くための「地元意見交換会」を、平成26年10月27日(月)に北見市民会館小ホールで関係市町村やNPO団体、関係業界などの方々66名のご参加の下、行いました。

本計画においては、寄せられた国民の声を施策に反映させるよう努めるなど、地域の特徴に応じ、以下の取り組みについて適切に進めます。



地元意見交換会

### (1) 地元自治体等との連携

- ① 網走東部流域において認証されている「緑の循環」認証会議 (S G E C) の森林認証については、市町村や林業関係者と一体となって認証材のオホーツクブランド化を目指し、木材の安定供給と利用促進に向けた啓発に努めます。
- ② 木質バイオマスの利用促進のための普及啓発に努めるほか、利用が低位な木材や林業生産活動によって生ずる端材や林地残材等について地域のエネルギー資源としての有効活用の普及啓発等に努めます。
- ③ 人工林率が高い本森林計画区においては、健全な森林整備のための積極的な間伐の実施、高齢級化している人工林の主伐及び更新の促進に努めます。



森林認証の現地審査  
(網走南部森林管理署管内)

### (2) 豊かな自然環境の保全や自然とのふれあいへの配慮

温泉、溪谷、湖沼、豊かな森林景観など豊富な観光資源に恵まれ、知床森林生態系保護地域の設定をはじめとして、知床国立公園など多くの自然公園に指定されていることから、登山や森林散策などのレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。特に、知床森林生態系保護地域については、その全域が世界自然遺産となったことから、原生的な天然林の保全、生物多様性の保全及び森林とのふれあいなどに配慮した森林の取扱いに努めます。



知床岬を望む  
(斜里町)

## 7 主要事業の考え方と事業量

本計画期間（平成28年度～32年度の5箇年）における主要事業の総量は以下のとおりです。



### ① 伐採総量

森林の有する公益的機能の持続的発揮や地球温暖化防止に資する森林吸収源対策を推進するため、積極的な間伐に努めるとともに、育成複層林へ導くための施業等を推進し、健全で多様な森林の整備・保全に努めます。

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分	主伐	間伐	(間伐面積)	臨時伐採量	合計
材積	307,660	1,120,498	(15,147)	160,000	1,588,158
内 訳	北見市	59,607	302,831	(4,254)	362,438
	網走市	15,943	46,697	(584)	62,640
	美幌町	25,134	79,546	(1,087)	104,680
	津別町	95,494	157,217	(2,294)	252,711
	斜里町	8,260	49,910	(576)	58,170
	清里町	16,350	118,660	(1,542)	135,010
	小清水町	8,551	53,913	(624)	62,464
	置戸町	30,596	164,598	(2,464)	195,194
	佐呂間町	42,085	126,885	(1,402)	168,970
大空町	5,640	20,241	(321)	25,881	

注) 臨時伐採量の市町村別内訳はありません。

### ② 更新総量

機能類型ごとの森林整備の目標、当該地の自然的条件及び林業技術体系等を総合的に勘案して、適切な更新作業を実施します。

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	合計
面積	982	249	1,231

### ③ 保育総量

育成複層林等の多様な森林の確実な成林を期すとともに、森林吸収源対策を推進するため、現地の実態に応じて実施します。

(単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐	合計
面積	6,804	569	3,417	10,790

### ④ 林道事業量

効率的な森林施業の実施や森林の保全巡視等の適切な管理経営に資するよう、現地の状況にあった整備に努めます。

区分	開設	
	路線数	延長量(m)
	53	166,234

### ⑤ 治山事業量

保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ、計画しています。

区分	保全施設
箇所数	64箇所

## 8 国有林野の維持と保存

### (1) 森林の保全巡視等

森林の保全巡視に当たっては、森林火災防止のための啓発活動、境界の巡視と境界標の確認、廃棄物の不法投棄への対策、入林者へのマナー指導等の働きかけなどを通じ、適切な国有林野の保全管理を励行するとともに、野生生物の生育・生息状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況等の把握に努めます。



### (2) 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。

さらに、当計画区においては、モデル溪畔林流域（恩根沢）を設定して、間伐や路網整備等具体的な取り扱いについて検討を進めます。



## 9 国民参加の森林づくり

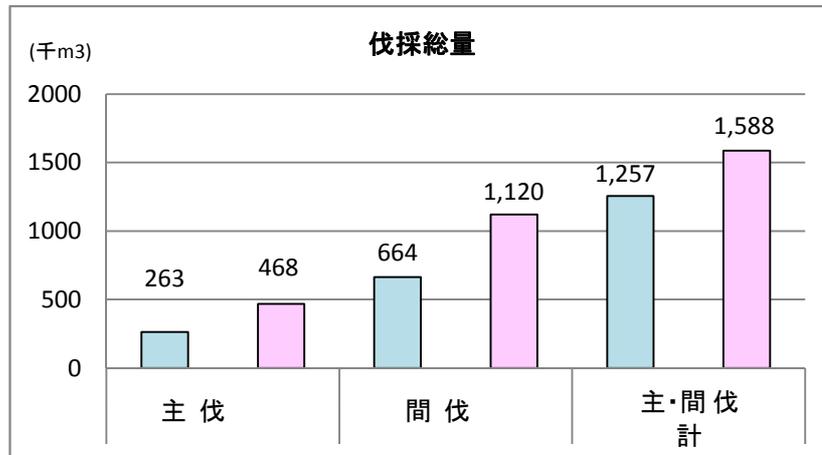
「直接森林とふれあい、森林の豊かさを理解しながら、森林づくりに参加したい」という声に応えるため、フィールドの提供、技術の指導等を行うなどにより国民参加の森林づくりを推進します。

種 類	箇所数	面積 (ha)
ふれあいの森	4	51.56
遊々の森	2	37.97
多様な活動の森	1	88.90

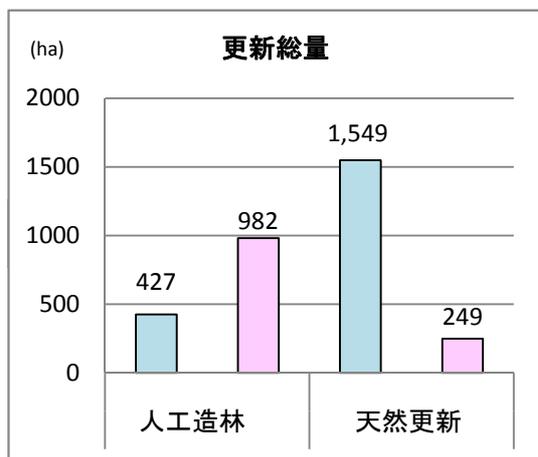


主要計画量の対比

現行計画（当初）
  新計画（案）

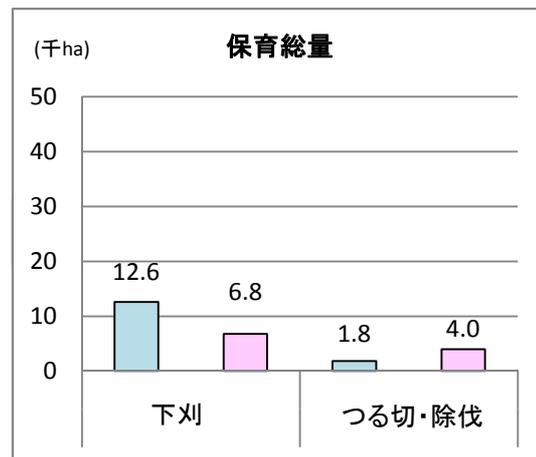


資源が充実し、積極的に主・間伐を計画したことにより主・間伐計で増えています。

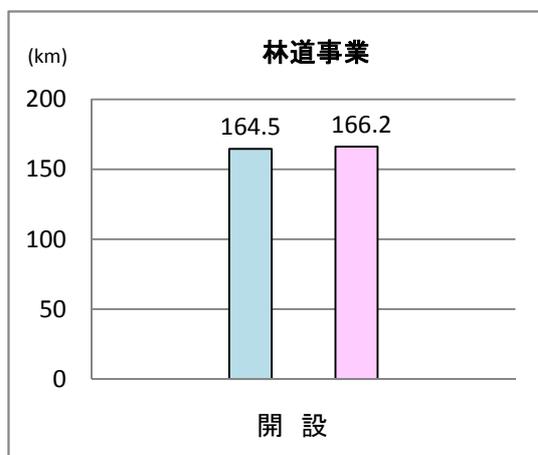


人工造林については、主伐の増に伴い増加しています。

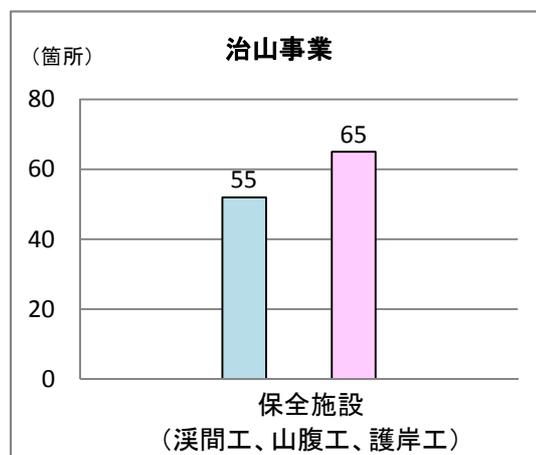
天然更新については、天然更新の対象となる林分が少ないことから減となっています。



保育総量については、対象となる林分の年齢構成を踏まえ計画しています。



伐採予定箇所等を考慮して、積極的に計画しています。



治山事業については、保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ計画しています。